

2005年10月3日

各 位

会 社 名 ドリームテクノロジーズ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 山本勝三
(コード4840 大証ヘラクレス市場 G)
問 合 せ 先 管 理 部 長 白 石 優
電 話 0 3 (6 7 7 0) 7 0 0 7

**平成電電株式会社に係る再生手続開始の申立て及び
同社に対する債権の取立不能のおそれに関するお知らせ**

当社の「その他の関係会社」(当社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社)である平成電電株式会社(以下「平成電電」といいます。)は、2005年10月2日開催の取締役会において、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行うことを決議し、2005年10月3日東京地方裁判所に申立てを行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、かかる再生手続開始の申立てに伴い、下記のとおり、同社に対する債権について取立不能のおそれが生じたので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 平成電電の概要

商 号：平成電電株式会社

所 在 地：東京都渋谷区広尾一丁目1番39号

代表者の氏名：佐藤賢治

資 本 の 額：17億1585万1000円(2005年10月1日現在)

事 業 内 容：電気通信事業

当社との関係：()2005年9月22日現在、当社の普通株式314,884株(約40%)を保有しており、当社の「その他の関係会社」に該当します。

()取引内容：当社製品等の販売等

2. 再生手続開始の申立ての概要

(1) 申立てに至った経緯

平成電電は、2003年7月から直収電話サービス事業(CHKKA事業)を開始しましたが、このCHKKA事業を行うために多額の設備投資を実施したにもかかわらず、NTTからの回線切替手続きが極めて煩雑であったことや、他事業者の直収電話サービスへの参入や値下げによる競争環境の激化等により、計画していた契約数の増加を実現できず、結果として平成電電の収益が低迷しました。

以上の事情により、平成電電は、2005年10月3日以降の資金繰りの目途が立たない状況となりました。平成電電としては、ユーザーの皆様に対する「CHOKKA」、「ADSL電光石火」等の電気通信サービス停止による社会的混乱を回避し、ユーザーの皆様に対するサービスの提供を継続することが最重要と考え、そのために事業の継続、再生を図ることのできる民事再生手続きを最善の方策として選択するに至ったものです。

(2) 申立者

平成電電株式会社

(3) 申立ての内容

平成電電は、2005年10月2日開催の同社取締役会において、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行うことを決議し、2005年10月3日、東京地方裁判所に申立てを行いました。

(4) 負債総額

約1,200億円

3. 債権の取立不能のおそれ

(1) 取立不能のおそれが生じた経緯

上記のとおり、平成電電が再生手続開始の申立てを行ったため、同社に対する債権について、回収不能のおそれが生じました。

(2) 平成電電に対する債権の種類及び金額

売掛金 約45億円(2005年9月30日現在)

(注)現時点における債権残高その他の詳細については、確認でき次第発表いたします。

(3) 当社関係会社が有する債権

当社が有する上記債権のほか、当社の子会社その他の関係会社も平成電電に対する債権を有しておりますが、その種類及び金額については、現時点において未確認であるため、確認でき次第発表いたします。

4. 民事再生手続開始の申立ての影響及び今後の見通し

本件に伴い発生が予想される損失については、再生手続の進捗状況等の今後の推移を見守り、2005年12月期において適切な措置及び処理をおこなう予定です。当期業績予想への影響については、少なくないと考えられるものの、平成電電の再生計画の方針等が未定であること等の不確定要素が多く、現時点では確定できないため、確認でき次第改めて発表いたします。

また、中継電話サービス(マイライン等)を提供しております当社100%子会社である平成電電コミュニケーションズ株式会社は、平成電電が保有する伝送網その他の通信サービスを利用することにより事業を展開しておりますが、通信サービスその他の平成電電の企業活動は、今後も従来通り継続される見込みとのものでありますので、本件による同子会社に対する影響は軽微と考えております。

5. その他

平成電電に関する再生手続の進捗状況による、当社グループに対する影響等の詳細その他の事項については、確認でき次第改めて発表いたします。

以上